

熊本市地域公民館営繕費補助実施基準

制定	平成	2年	12月	23日	教育長決裁
改正	平成	3年	4月	1日	教育長決裁
	平成	4年	4月	1日	教育長決裁
	平成	6年	4月	1日	教育長決裁
	平成	20年	4月	1日	市民生活局長決裁
	平成	22年	5月	25日	地域づくり推進課長決裁
	平成	22年	10月	1日	地域づくり推進課長決裁
	平成	24年	4月	1日	生涯学習推進課長決裁
	平成	24年	8月	31日	生涯学習推進課長決裁
	平成	27年	7月	1日	市民局長決裁
	平成	29年	4月	1日	地域活動推進課長決裁
	平成	29年	12月	1日	市民局長決裁

(実施基準の目的)

第1条 熊本市地域公民館建設・営繕費補助実施要綱(平成6年4月1日制定。以下「要綱」という。)に基づき、熊本市地域公民館営繕費補助金(以下「補助金」という。)のうち営繕事業に関するものについて適正かつ円滑な実施を図るため熊本市地域公民館営繕費補助実施基準を定める。

(範囲)

第2条 要綱第3条第1項に規定する営繕事業は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助対象団体の活動に必要な施設又は附属施設であり、その活動を継続していくために必要な営繕事業であること。
- (2) 経費が5万円以上の営繕事業であること。
- (3) 業者に発注した営繕事業であること。(業者以外の人又は団体(町内自治会、消防団、婦人会等)での営繕事業は除く。)
- (4) 附属施設(外構、樹木等)の補修・管理・維持、空調設備(エアコン、天井扇等)、備品(テレビ、放送機器、机、ユニット倉庫、電話等)的経費、公共下水道受益者負担金等を除く営繕事業であること。

第3条 次の場合は、基準第2条第1項に該当するものとする。

- (1) 建物が賃借契約の地域公民館で、同所において、長年の補助対象団体の活動実績があり、引き続き賃借を継続するもので、補助対象団体の活動を維持継続していく上で必要かつ、建物構造等の変更を伴わないものについて、所有者等の承諾を得られた営繕事業の場合(例、畳表替・襖張替等)
- (2) 地域公民館の建物の一部で補助対象団体の活動に必要な倉庫に係る営繕事業又は畳、襖、障子の修繕若しくは購入の場合

(手続)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする場合は、要綱第5条第2号に示す書類等を添えて、市長が指定する期日までに提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合又は災害に伴う復旧工事の場合は、この限りではない。なお、補助対象団体が交付決定前に営繕事業に着手、又は完了した

場合の補助金交付申請は認められない。

(補助金の交付要件)

第5条 補助金の交付を受けた補助対象団体は、当該年度及び次年度の補助金の交付を受けることができない。

2 前項の規定にかかわらず、災害その他特別な事情がある場合は、補助金の交付を受けることができる。

(関係法令及び技術的助言)

第6条 補助金交付申請の審査に際し、建築に関する関係法令及び技術的な視点から、必要があると認める場合は、営繕を所管する担当課に助言を求めることができる。

附 則

この基準は、平成2年12月23日から施行する。

附 則

この基準は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年8月31日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年12月1日から施行する。